

厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議
第6回地域連携ネットワークWG
**認定成年後見人ネットワーク
「クローバー」の取組について**

公益社団法人 日本精神保健福祉士協会
認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

本協会は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的としています。

沿革

- 1964年 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会設立(会員数88人)
- 1965年 「PSW通信」、機関誌「精神医学ソーシャル・ワーク」創刊
- 1982年 協会宣言採択「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動をすすめる」ことを協会の基本方針とする。
- 1988年 「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会倫理綱領」制定
- 1997年 「精神保健福祉士法」制定
- 1999年 「日本精神保健福祉士協会」へ名称変更
- 2004年 「社団法人日本精神保健福祉士協会」設立許可(6月1日付)
- 2011年 第8回通常総会において「公益社団法人への移行」を決議
- 2013年 「公益社団法人日本精神保健福祉士協会」へ移行(4月1日付)
- 2014年 日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会から、設立50周年を迎える
- 2018年 「公益社団法人日本精神保健福祉士協会倫理綱領」から「精神保健福祉士の倫理綱領」へ名称変更
- 2020年 第8回定時総会において英語による表記及び略称変更「Japanese Association of Mental Health Social Workers」及び「JAMHSW」に変更(6月21日付)

認定成年後見ネットワーク「クローバー」とは

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

「認定成年後見人養成研修」を実施。研修修了者は「認定成年後見人」となり、成年後見活動を行う者が登録・組織する

認定成年後見ネットワーク「クローバー」

目的・・・クローバーは、成年後見活動を行う精神保健福祉士への情報提供、研鑽の場の提供を行うことによって、精神障害者等への権利擁護の推進に寄与することを目的とする。

クローバーの成り立ち

2006(平成18)年	権利擁護委員会内に権利擁護委員会成年後見人養成研修検討小委員会を設置し、成年後見人の養成に取り組み始める
2007(平成19)年12月	成年後見人養成モデル研修を実施
2008(平成20)年度	成年後見事業運営委員会を組織し、認定成年後見人養成研修を正式に実施
2009(平成21)年	第一号の受任が実現
以後、毎年以下の研修を実施 ・認定成年後見人養成研修 ・クローバー登録者継続研修	





クローバーの特徴

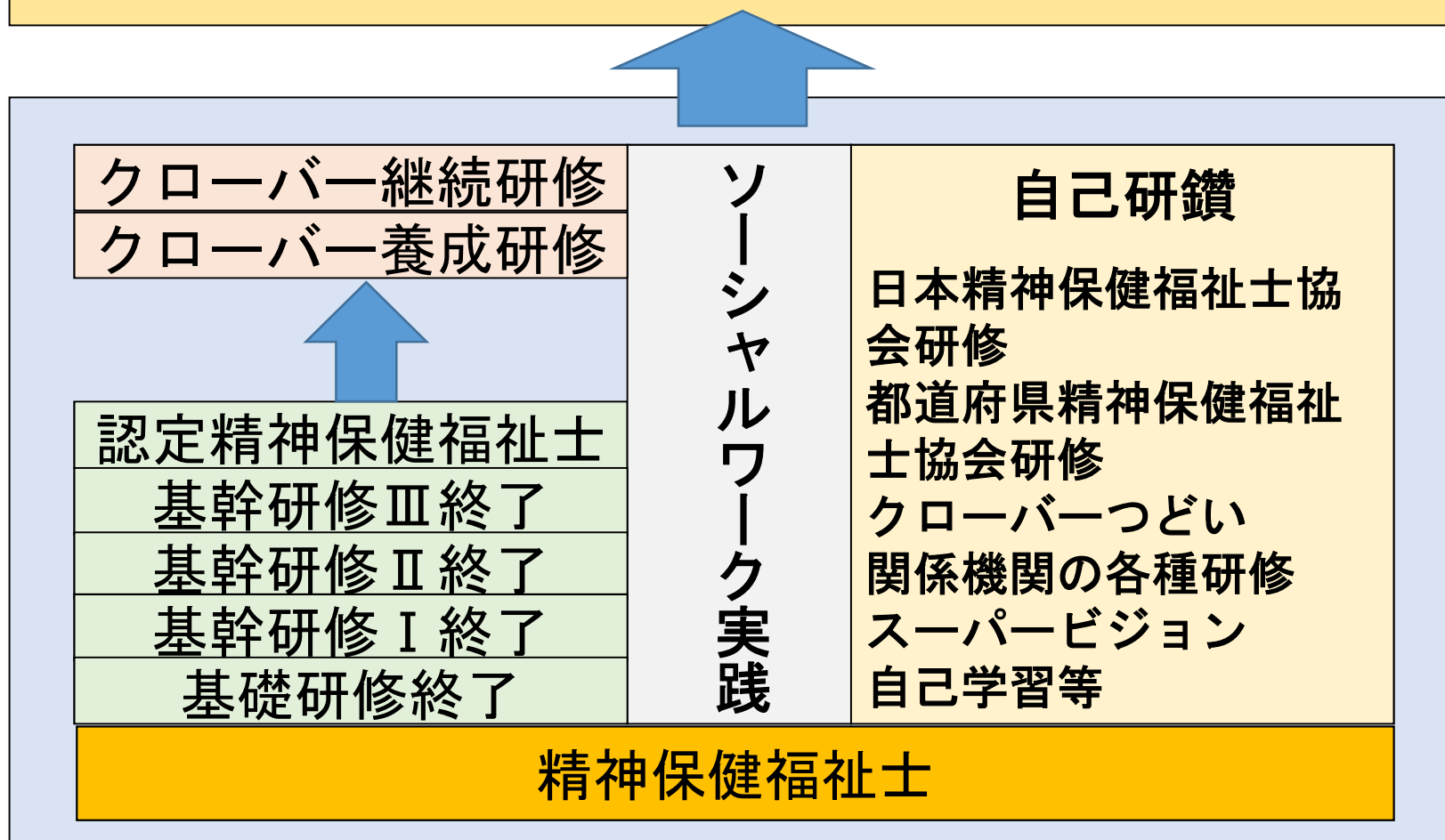
- 全国組織であり、全国の後見人等の受任依頼・受任調整・受任者支援等を一元化している
- 精神障害者の後見等を中心に行っている
- 意思決定支援を重視し代理権行使は必要最低限を目指している
- 登録者は本来業務を持ちながら後見事務を兼任していることが多い（個人開業は少ない）
- 登録者の地域偏在がある



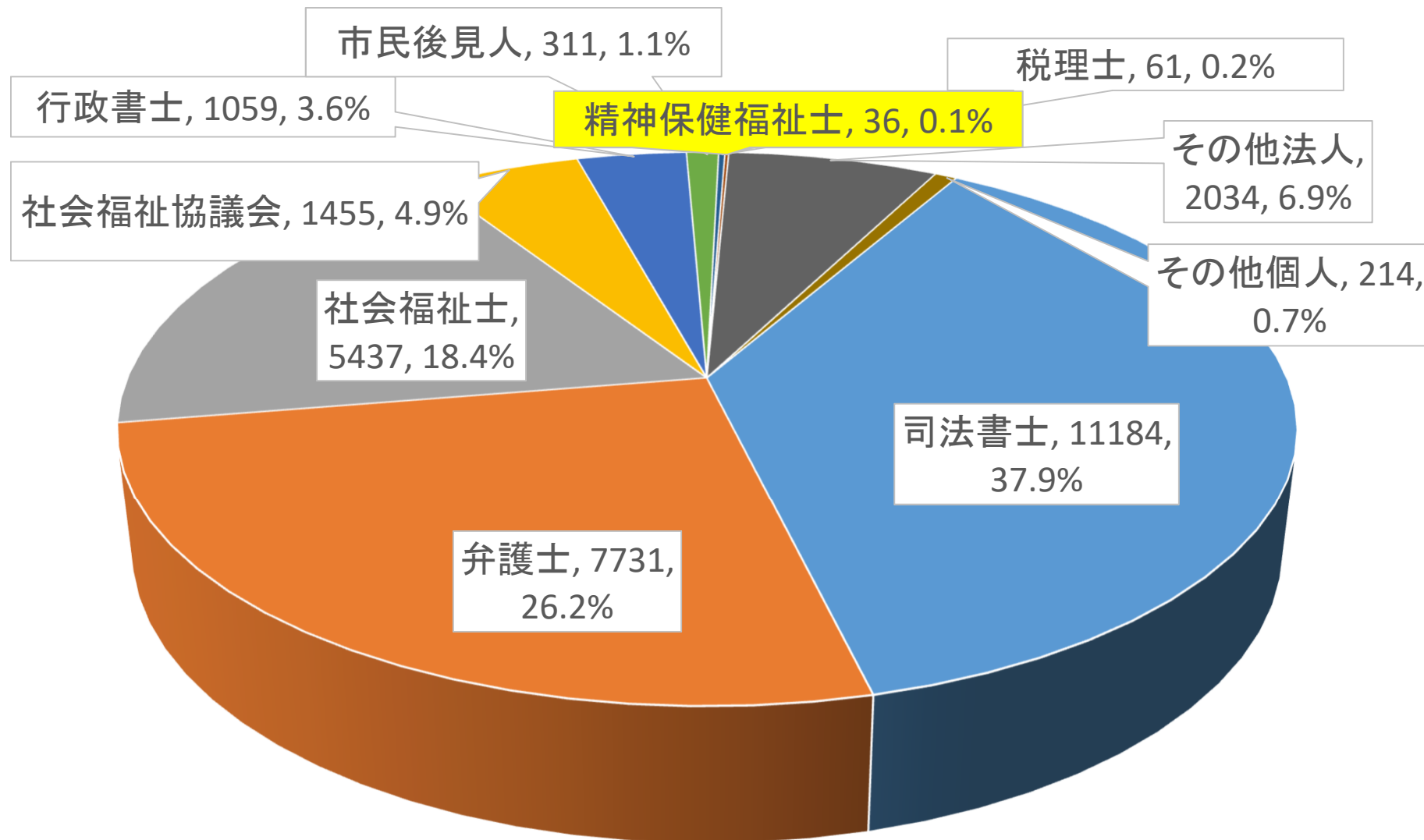


クローバー登録者に求められる 実践力習得へ向けた研鑽

クローバーに期待される成年後見人等

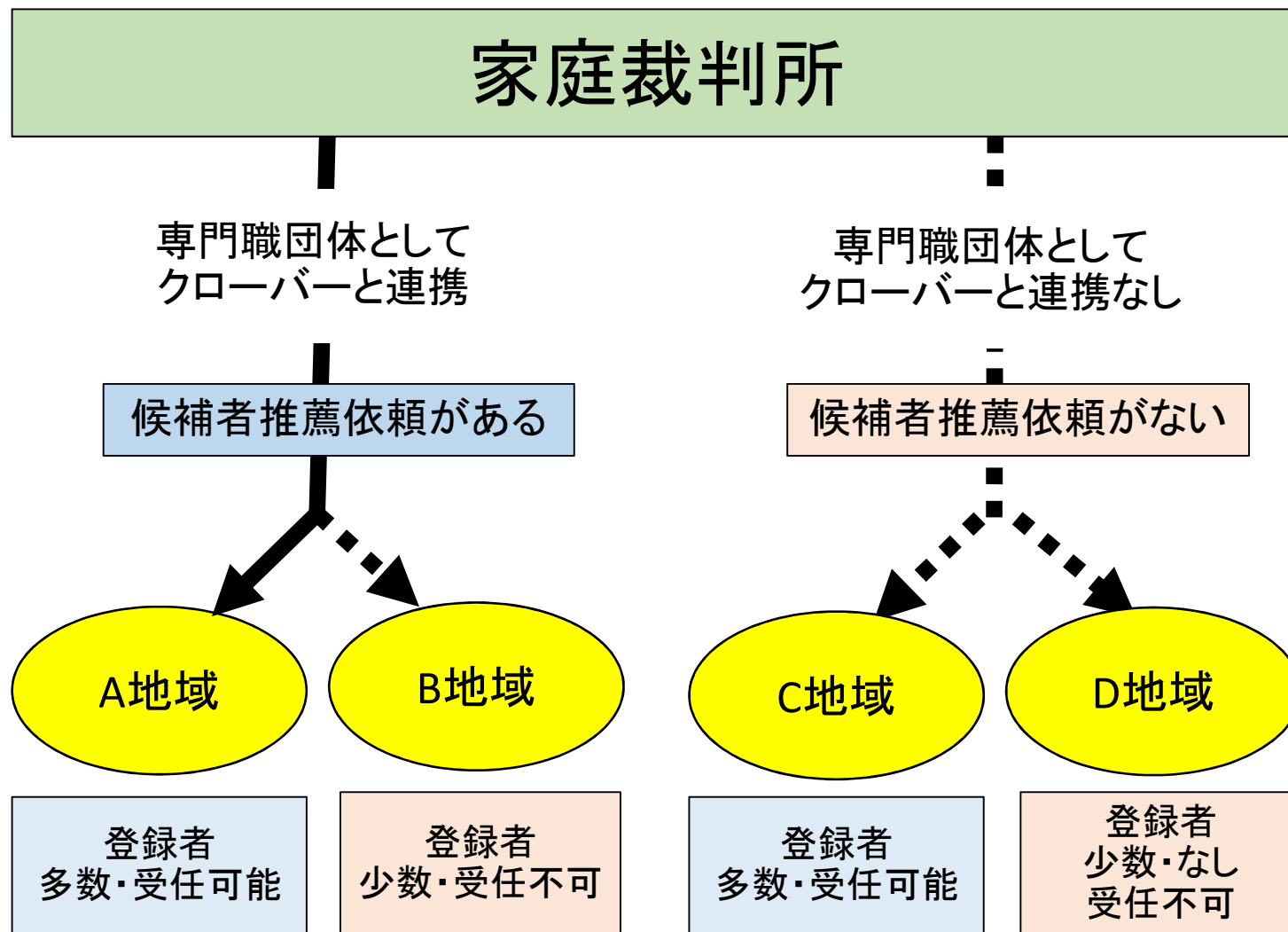


クローバーの現状－親族以外の内訳－



出典:「③親族以外の内訳」『成年後見関係事件の概況－令和2年1月～12月』.最高裁判所事務総局家庭局.p11

家庭裁判所とクローバーの関係





クローバー登録者数と 家庭裁判所等からの受任件数

受任件数()は、終了件数

	都道府県	クローバー登録者数	受任件数
1	北海道	7	5(2)
2	青森県	1	1
3	岩手県	2	1
4	宮城県	5	7(1)
5	秋田県	1	0
6	山形県	2	1
7	福島県	3	1
8	茨城県	0	0
9	栃木県	3	0
10	群馬県	1	0
11	埼玉県	16	8
12	千葉県	8	1
13	東京都	41	71(23)
14	神奈川県	17	17(5)
15	新潟県	0	0
16	富山県	0	0

	都道府県	クローバー登録者数	受任件数
17	石川県	0	0
18	福井県	0	0
19	山梨県	4	1(1)
20	長野県	3	1
21	岐阜県	3	1
22	静岡県	8	5(2)
23	愛知県	14	4(1)
24	三重県	1	0
25	滋賀県	0	0
26	京都府	2	0
27	大阪府	7	11(1)
28	兵庫県	8	0
29	奈良県	0	0
30	和歌山県	3	0
31	鳥取県	1	2(1)
32	島根県	1	0

	都道府県	クローバー登録者数	受任件数
33	岡山県	4	0
34	広島県	4	0
35	山口県	2	2
36	徳島県	2	0
37	香川県	0	0
38	愛媛県	6	2(1)
39	高知県	2	0
40	福岡県	18	39(19)
41	佐賀県	0	0
42	長崎県	3	0
43	熊本県	8	28(5)
44	大分県	3	0
45	宮崎県	1	2
46	鹿児島県	2	3
47	沖縄県	9	5
	合 計	226	219(62)

受任前調整中 8

受任不可・依頼取り下げ 156

受任相談件数総合計 383

(2021年1月8日現在)





受任依頼の傾向

- 精神障害者が多い
- 知的障害や認知症との重複障害がある
- 入院中で退院後の生活を見据えた関わりが必要である（長期入院、医療観察法等）
- 入退院の繰り返しで身上保護に難しさがある
- 家族内に精神障害者（あると思われる者を含む）や知的障害者等がある場合、後見事務遂行時に障害特性に合わせた家族員への配慮が期待される
- 地域によっては精神障害の有無ではなく身上保護全般を期待した受任依頼がある
- 本人の判断能力の低下に加え、暗に入院機関等から退院先探しが目的の依頼がある





受任困難案件の理由

- 四六時中の頻繁な訴えや自殺企図への対応要請など個人受任では対応が困難である
- 支援体制がなくケアマネジメントの役割期待が中心である（後見制度より支援体制構築が必要）
- 当該地域を担える登録者がいない
- 登録者が少ない地域では精神障害以外の案件は他機関への依頼を優先していただく
- 情報が少なく受任適否の判断が困難である
- 報酬確保が困難である





受任中の課題

- 入居先でのトラブルが多く転居の繰り返しで継続した支援機関とのかかわりが困難な案件がある
- 居所を転々とし状況把握ができない案件がある
- 「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を担保するための被後見人等による通帳・カードの限定的使用が困難である
- 成年後見制度利用支援事業が自治体によって対象要件に違いがあり、同事業の所管自治体が判然としない場合、受任後に初めて同事業は対象外と判明し報酬担保ができないことがある
- 状態の変化を伴う精神障害の特性に対応するための柔軟で迅速な仕組みがない（類型変更に伴う主治医以外の鑑定体制の整備など）





クローバーの課題

- 全国組織ゆえの地域ごとの機動性の低さ
- 精神保健福祉士協会都道府県支部・都道府県精神保健福祉士協会等への委託や移譲の課題
- 実践力を伴う成年後見人等の養成
- 相談体制・スーパービジョン体制の更なる強化
- 受任依頼へ応えられない登録者数と地域偏在
- 特定の家庭裁判所からの受任依頼の偏り
- 一部の家庭裁判所からクローバーを専門職団体として認識してもらえない



地域連携ネットワークの体制拡大に向けて

- 後見人等の役割とケアマネジメントや事実行為のすみ分けの整理（ケアマネジメント力のある後見人等の暫定的対応が恒常的役割にならないような仕組み作り）
- 地域連携ネットワークに伴う守秘義務解除の法的整理（特に医療機関や公的機関との関係）
- 既存の精神障害者等の地域移行支援（退院支援）・生活支援の支援ネットワークや、医療観察法等の支援体制に、成年後見制度の利用適否の判断と、成年後見制度必要時の制度説明・申立支援を組み込む体制の検討
- 前項と連動した、地域生活支援に関わっている都道府県・市区町村単位での専門職団体と中核機関等の連携
（クローバーにおいては都道府県精神保健福祉士協会等との連携）